



毎月20日は ペットフードの日

ペットフードの安全に関する規制

ペットフード安全法

2009年6月に施行された「愛がん動物資料の安全性の確保に関する法律」(通称:ペットフード安全法)により、国は安全なペットフードのために守るべき基準・規格等を定め、事業者はそれを遵守して製造・輸入・販売を行い、その記録を帳簿に記載することが義務付けられました。

法律の対象となるのは、犬と猫用のペットフードです。薬事法で規制されている医薬品、口に入れても飲み込まないおもちゃ等は対象外となっています。

規制の対象となる例

- 総合栄養食
- ガム
- ミネラルウォーター
- 間食
- サプリメント
- 一般食 (おかずタイプ)
- 生肉

規制の対象とならない例

- 医薬品
- またたび
- 調査研究用のフード
- おもちゃ
- 猫草
- ペットフードの容器
- 店内で試食されるフード



ペットフード/ペットマナー検定公式テキストより